

指 定 管 理 者 募 集 要 項

【前橋市総合福祉会館及び前橋市第四コミュニティセンター】

令和8年4月～令和13年3月

前 橋 市

目 次

1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務	1
3	指定管理の期間	1
4	指定管理開始までの予定	1
5	指定管理にかかる基本的事項	2
6	応募資格	3
7	応募手続	4
8	指定管理者の候補者の選定	6
9	指定管理者の選定結果の通知後の手続等	7
10	議会の議決	8
11	その他	8
12	問い合わせ先	9
13	分担表	10
14	提出書類一覧表	11
15	改修予定設備	13
16	指定管理料の対象とする経費一覧表（3か年分）	14
17	申請関係様式	16
様式1	現地説明会参加申込書	17
様式2	質問書	18
様式3	指定管理者指定申請書	19
様式4	共同企業体構成書兼委任状	20
様式5	団体概要書	21
様式6	施設の管理運営に関する事業計画書	22
様式7	収支計画書	26
様式8-1,様式8-2	誓約書	27

前橋市総合福祉会館及び前橋市第四コミュニティセンター指定管理者募集要項

前橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例及び前橋市コミュニティセンターに関する条例に基づき、施設の管理運営（事業の実施・運営を含む。以下「管理運営」という。）を効果的に行う指定管理者を下記のとおり募集します。

1 施設の概要

名 称	前橋市総合福祉会館、前橋市第四コミュニティセンター（合築）
所 在 地	前橋市日吉町二丁目１７番地１０
構 造 ・ 面 積	構造・面積：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造） 地上３階／地下１階 敷地面積：２０，１３６㎡ 建築面積：４，６０９．３１㎡ 延床面積：９，９７３．９９㎡

※施設の詳細は前橋市総合福祉会館及び前橋市第四コミュニティセンター指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

※令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで前橋市総合福祉会館は、ネーミングライツにより、「K'BIX まえばし福祉会館（けーびつくすまえばしふくしかいかん）」という愛称が使用されます。

2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を実施します。具体的な内容は、仕様書を参照してください。

(1) 指定管理者が行う業務

- ①総合福祉会館及び第四コミュニティセンターの管理運営に関する業務
- ②総合福祉会館及び第四コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③その他市長が定める業務

3 指定管理の期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間を予定しています。

この期間は、議会の議決事項です。

なお、総合福祉会館及び第四コミュニティセンターについては、**施設の大規模改修（改修予定設備は１５ 改修予定設備のとおり）を指定管理期間中に実施する可能性があります。**できる限り市民が施設を使い続けられるよう改修工事の方法を検討しますが、やむを得ず一部の貸し部屋の貸出を休止する期間が生じる場合の業務や指定管理料については、別途協議の上、定めることといたします。

4 指定管理開始までの予定

<u>募 集 要 項 等 の 公 表</u>	...	令和7年8月1日（金）以後
↓		
<u>現 地 説 明 会</u>	...	令和7年8月21日（木）
↓		申込：Eメール（8月19日（火）まで）
<u>質 問 受 付 ・ 回 答</u>	...	質問受付：令和7年8月29日（金）まで 回答：適宜（9月3日（水）まで）
↓		
<u>申 請 受 付</u>	...	令和7年9月10日（水）まで
↓		
<u>第 1 次 選 定 審 査</u>	...	令和7年10月上旬
↓		
<u>第 2 次 選 定 審 査</u>	...	令和7年10月中旬
↓		
<u>候補者の決定・選定結果通知</u>	...	令和7年10月下旬
↓		
<u>市議会における議案の議決</u>	...	令和7年12月
↓		
<u>協定内容の協議、事前準備等</u>	...	選定結果通知後適宜
↓		
<u>指定管理者の指定、協定締結</u>	...	令和8年4月1日（水）

5 指定管理にかかる基本的事項

(1) 関係法令等の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令、個人情報の保護に関する法律、前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例、前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則、前橋市コミュニティセンターに関する条例、前橋市コミュニティセンターに関する条例施行規則、前橋市コミュニティセンターの使用料の減免に関する規則、前橋市公契約基本条例、前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例、前橋市情報公開条例その他関係法令等を遵守するとともに、施設の適正な管理運営及び維持管理に努めていただきます。

(2) 管理人員

業務仕様書16頁のとおり

(3) 施設の利用者から徴収する使用料

業務仕様書4頁のとおり

なお、地方自治法第244条の2第8項の規定において指定管理者の収入として収受されることができるとする「利用料金制度」は採用しません。

(4) 指定管理料の対象とする経費

業務仕様書18頁のとおり

(5) 業務の委託

指定管理者は、仕様書等において第三者に委託することを可とする業務を除き、指定管理業務を第三者に委託することは認められません。ただし、市と協議し、認められたものについては委託することができます。

なお、第三者に業務を委託する際には、特別な事情があるとして本市が認める場合を除き、市内に本社・本店又は支社・支店（本市との契約に当たり委託先として登録している営業所を含む。）を置く業者を選定するものとします。

また、第三者に業務を委託する際に、低額で契約の締結を検討する場合は、労働条件等の法令を遵守したうえで、契約内容に適合した業務が確実に履行されるか、慎重に確認するものとします。

(6) 指定の取消し等

施設の適正管理を期すために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

(7) 指定管理者が市に損害を与えた場合の賠償

指定の取消しや指定管理者の責による施設の損傷など、指定管理者が市に損害を与えた場合は、賠償するものとします。

(8) 原状回復措置

指定期間が満了し継続して指定管理者の指定を受けないとき又は指定の取消しによって指定管理者の指定が終了となるときは、本市が認めるものを除き、原状回復措置を行っていただきます。なお、これに係る費用請求はできません。

(9) 損害賠償と保険加入

施設に係る火災保険は、本市で加入します。施設そのものの欠陥による損害の責任は本市が負いますが、指定管理者の管理上の不注意等により、本市に損害を与えたとき、又は第三者に損害を与えたときは、指定管理者の責任とします。（損害賠償保険等必要な保険に加入してください。）

業務を退いた後にあっても業務を行っていたときの管理運営に起因する損害等に対しては、その責を負っていただきます。

(10) 施設利用者のアンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告してください。

(11) 事業報告及び事業計画等について

詳細については、仕様書19頁のとおり行ってください。

(12) 事業所税の課税

指定管理者制度における事業所税は、課税の対象となります。

6 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に総合福祉会館及び第四コミュニティセンターを安定して管理運営

を行うことができる法人その他の団体とし、法人格の有無を問いません。

次のいずれかに該当する団体とします。

- (1) 前橋市内に本社又は支社を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）が応募できません。個人は応募することができません。

また、次に該当する法人等は応募することができません。

- ア 本市又は他の地方公共団体において、一般競争入札又は指名競争入札への参加を制限されている
- イ 法人等(法人格のない場合は、その代表者)が国、都道府県、市区町村に納めるべき税を滞納している
- ウ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していない
- エ 指定管理者を選定する委員が、当該法人等の役員をしている
- オ 地方自治法第92条の2（議員の兼職禁止）、第142条（長の兼職禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に明記された兼業を禁止されている者が当該共同企業体の役員等をしている
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に掲げる暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者が当該法人等の役員等をしている

- (2) 施設のサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等で共同企業体（以下「グループ」という。）として応募することができます。この場合、次の事項に留意してください。

- ア グループで応募する場合は、グループの名称を設定し、グループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。その場合、前橋市内に本社又は支社を有する法人等を代表者としてください。また、グループに6(1)に該当する法人等が含まれる場合は応募することができません。
- イ グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできません。
- ウ 構成団体は、複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできません。
- エ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。

7 応募手続

- (1) 応募書類等の配布

ア 配布期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月29日（金）まで。

上記の期間中に、本市のホームページから応募書類等をダウンロードしてください。

（ホームページURL：<http://www.city.maebashi.gunma.jp>）

イ 配布に関する問い合わせ先

12 問い合わせ先のとおり

- (2) 公募に係る現地説明会

総合福祉会館及び第四コミュニティセンターの概要、申請手続きについて説明するため

の現地説明会を開催いたします。参加を希望する団体は、指導監査課に様式1 現地説明会参加申込書を事前に提出のうえ参加してください。

なお、参加申込書をEメールにて提出する場合には、件名の冒頭に【現地説明会参加】と記載のうえ、送信ください。

ア 日時

令和7年8月21日（木） 午前10時から

イ 場所

前橋市総合福祉会館 2階 子育て研修室

ウ 参加者

1応募者（団体）につき、2人以内といたします。説明会に出席される方は、必ずこの募集要項、仕様書、その他資料一式をご持参ください。（ホームページからダウンロードできます。）会場での配布はありません。

エ 参加申込書の提出期限

令和7年8月19日（火）までにEメールで提出してください。

（Eメール：shidoukansa@city.maebashi.gunma.jp）

(3) 応募に関する質問

応募に関しての質問は、次のとおりとします。

ア 質問ができる者

応募資格を有し、応募を予定する者とします。

イ 質問の方法

質問書の様式により、Eメールで提出してください。

なお、参加申込書をEメールにて提出する場合には、件名の冒頭に【指定管理者質問】と記載のうえ、送信ください。

（Eメール：shidoukansa@city.maebashi.gunma.jp）

ウ 質問書の受付期間

令和7年8月29日（金）まで

エ 質問書に対する回答

回答は、質問者に対し令和7年9月3日（水）までにEメールで行うものとします。

なお、重要と思われる質問の回答については、本市のホームページにも掲載するものとし、これに掲載した回答は、この要項及び仕様書と一体のものとしての効力を有するものとします。

(4) 応募書類の提出

下記により、必要書類を揃えて提出期限までに持参してください。郵送、ファックス、Eメール等による受付は行いません。

ア 提出書類

14 提出書類一覧表のとおり

イ 提出期限

令和7年9月10日（水）まで

受付は、土日祝日を除く、午前9時00分から午後5時00分までといたします。

ウ 提出場所

前橋市日吉町二丁目 17 番地 10

前橋市 福祉部 指導監査課 指導監査第二係（前橋市総合福祉会館 1 階）

エ 留意事項

登記簿謄本、納税証明書は令和 7 年 8 月 1 日以降に発行されたものに限りです。

また、応募書類提出期限後に、提出した書類の内容を変更することはできません。

ただし、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めること、また、聞き取り調査を実施することがあります。

(5) 応募に関する費用

応募に関する費用は、応募者の負担といたします。

(6) 応募書類について

応募書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。

また、指定管理者の選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

(7) 市が提供する資料の取扱い

本募集に当たって市から提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、目的が検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に市が提供する資料を使用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

(8) 施設等への視察について

事業計画書等を策定するに当たっての施設や設備等の視察は、現地説明会の際に行ってください。

8 指定管理者の候補者の選定

(1) 資格審査

次に該当する応募は、失格といたします。

ア 資格要件を欠くもの

イ 提出書類に虚偽の記載があったもの

ウ 提出書類等の提出期限を過ぎて提出したもの

エ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出したもの

オ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 選定委員会による審査

選定委員会により、下記の事項を総合的に勘案し、最も適当であると認められる内容の応募をした団体を選定します。

評価項目	No.	評価内容
団体全般	1	団体の組織や経営が安定しているなど、施設管理を継続的・安定的に行う能力を有しているか。
	2	団体の業務内容や業務実績から判断して、施設の管理運営団体として適しているか。
	3	管理運営方針が施設の設置目的に沿っているか。

管理運営方針	4	公の施設として公平かつ適正な管理運営が見込まれるか。
	5	管理運営に意欲や熱意が感じられるか。
	6	管理運営を通じて市政発展、地域振興等に寄与しようという姿勢が認められるか。
管理運営体制	7	管理運営に必要な人員体制が考えられているか。
	8	必要な経歴、能力を持つ従事者の確保が可能か。
管理運営業務	9	全体的に、募集要項に沿った適切な管理運営方法が計画されているか。
	10	利用者の要望を把握し、ニーズに沿った質の高いサービスが考えられているか。
	11	施設の維持管理が適切に考えられているか。
	12	施設の安全管理（防犯・防災を含む）が適切に考えられているか。
	13	各種法令遵守や個人情報保護が適切に考えられているか。
	14	管理運営に関し、斬新で優れた提案があるか。
管理運営の効率性	15	収支計画の内容は適正か。
	16	経費節減の工夫がなされ、効率的な管理運営が提案されているか。
施設の性格等に基づく評価項目	17	総合福祉会館の魅力を引き出す事業が提案されているか。
	18	社会教育事業に関する取組みが具体的かつ効果的であるか。

(3) 選定（審査）方法

ア 第1次選定審査

提出書類による資格審査

イ 第2次選定審査（プレゼンテーション審査）

1者ずつプレゼンテーション審査を実施し、審査基準に照らし合わせて最も高い評価を得た事業者を選定します。事前に提出した応募書類等に基づいてプレゼンテーションを行ってください。その際、新たな提案の要素を付け加えることはできません。

実施日時、場所等については、応募者あてに別途連絡いたします。

(4) 選定結果の通知

選定委員会の選定結果に基づき、指定管理者の候補者を決定し、結果を申請者全員に通知するとともに、前橋市のホームページなどで公表します。

9 指定管理者の選定結果の通知後の手続等

(1) 市議会の議決

指定管理者の指定に係る議案を市議会に提出し、市議会の議決を受けます。

(2) 指定管理者との協議

市議会で議決されましたら、指定の議決を受けた者と協議を開始します。

(3) 指定管理者の指定、本協定の締結等

指定管理者に指定する日、市が指定管理者を指定した旨の告示を行う日及び協定を締結す

る日は、令和8年4月1日です。

(4) 指定管理業務の引き継ぎ

指定管理者は、指定の日に円滑に業務を開始するため、指定の日前に必要な準備を開始していただくこととなります。事前準備など業務の引き継ぎに係る経費等につきましては、応募の収支計画書に算入しておいてください。別途、請求することはできません。

10 議会の議決

指定管理者の候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、指定管理者の候補者を指定管理者に指定する議案を令和7年第4回定例市議会に提案する予定です。当該候補者は、この議決を経て、市と協定を締結した後、指定管理者となります。議決が得られなければ、不採用となります。その場合、前橋市は一切の損害賠償を負いません。

11 その他

(1) 指定管理者として果たしていただく責務

総合福祉会館及び第四コミュニティセンターの管理運営を行うにあたり、下記のアからカまでの事項を厳守していただくこととなります。

ア サービスの取扱い

総合福祉会館は、市民の福祉の向上及び地域福祉の推進を図るために、また、第四コミュニティセンターは、地域社会における社会教育の拠点となることを目的として設置されています。利用者が安心して利用できるよう、サービス等の取扱いについては安全面に配慮し、平等かつ公平に行うものとします。

イ 個人情報の取扱い

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例が適用となります。

ウ 情報の公開

指定管理者が職務において作成し、又は取得した管理施設に関する文書等について、指定管理者は、その公開に努めるなど、前橋市情報公開条例を遵守しなければなりません。

エ 労働関係法令等の厳守

指定管理者は、総合福祉会館及び第四コミュニティセンターの管理運営業務に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律のほか労働関係法令等を厳守してください。

・地方自治法・労働基準法・最低賃金法・労働安全衛生法・労働組合法・男女雇用機会均等法・労働者災害補償保険法・雇用保険法・健康保険法・厚生年金保険法・前橋市公契約基本条例

オ 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全対策を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。

また、地震、災害等発生時に利用者の安全を図るため、危機管理体制を確立してください。

カ 市が実施する事業への協力

市が実施する事業等への支援及び協力を積極的に行ってください。

(2) 指定管理者と市の責任分担

指定期間中の指定管理者と市との責任分担は、**1 3 分担表**のとおりといたします。

(3) 提案内容等の遵守

提案内容に基づき市と協議して定めた業務及び管理者として果たしていただくべき責務について、誠実に履行していただきます。

(4) グループによる提案

グループを結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該グループの代表者を通じて行うものとします。

また、市が当該代表者に対して行った行為は、当該グループ全ての構成員に対して行ったものとみなします。

(5) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募予定者及び提案者、選定委員、関係市職員と本件提案についての接触（公募説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

(6) 申込者への聴き取り調査について

必要に応じて、申込者に対して提出書類の内容について聴き取り調査を行います。

(7) 指定管理者候補の選定

選定委員会の審査結果に基づき、指定管理者の候補者を選定します。

なお、最優秀提案者に事故ある時又は最優秀提案者との協議が成立しない場合は、次点者を指定管理者候補として選定し、協議を行う場合があります。

また、申請者が1者のみの場合でも、最低基準を満たさない場合には、指定管理者の候補者として選定しない場合があります。

1 2 問い合わせ先

前橋市 福祉部 指導監査課 指導監査第二係

〒371-0017 前橋市日吉町二丁目17番地10（前橋市総合福祉会館1階）

電話 027-260-1134（直通） FAX 027-237-0123

E-mail shidoukansa@city.maebashi.gunma.jp

13 分担表

種 類	内 容	責任区分	
		前橋市 (教委)	指定管理者
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○	
	一般的な税制変更（法人税等）		○
物価・金利の変動	物価や金利の変動等に伴う経費増	※1	○
資金調達	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
市場環境の変化	利用者の減少、類似施設の増加、需要見込みの誤り、その他の事項による経営不振		○
利用者及び周辺地域・住民への対応	施設利用者及び地域住民などから寄せられる苦情・要望への対応、地域との協調		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
第三者賠償	維持補修、運営において第三者に損害を与えた場合		○
事業の変更等	施設所有者の責任による変更、遅延、中止	○	
	業務範囲の変更	両者で協議	
	法令その他制度の変更等のため施設所有が困難になったことによる変更、延期、中止	○	
	指定管理者の責任による変更、延期、中止		○
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
	天災ほか不可抗力による事業中止等	両者で協議	
施設、設備、外構の維持補修	法定点検及び日常の維持管理を含む保守点検		○
	修繕の請負130万円以下の場合	※2	○
	修繕の請負130万円を超える場合	○	
	指定管理者の管理運営上の瑕疵によるもの		○
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体、安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
セキュリティ	警備不良による情報漏洩、犯罪発生等		○
備品管理	備品の補修修繕、購入及び買い替え	両者で協議	
指定管理期間終了に伴う経費	指定管理期間が終了する場合、又は期間途中において業務を廃止した場合における原状回復・撤収費用及び次期指定管理者への引継費用		○
災害、避難所の開設	福祉避難所の開設費用等	○	※3

規定した事項以外のことが発生するなど、疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

※1 著しい物価変動が発生し、収支計画に多大な影響を与えるものについては、別途協議する。

※2 50万円を超える工事及び修繕については事前に市に報告すること。施設の形状、性質等が変わる工事及び修繕を行う場合は、金額にかかわらず市に協議文を提出すること。

※3 指定管理者は市の要請に応じて避難所開設運営に関する業務に従事すること。

1.4 提出書類一覧表

※（ ）内は、副本の数

提出書類	記載内容等	提出部数
指定管理者指定申請書（様式3）	申請者の所在地、団体の名称、代表者名等	1（8）
共同企業体構成書兼委任状（様式4） （共同企業体申請の場合）	別途、共同企業体の構成員間の取り決めに係る協定書、代表者及び委任者の印鑑証明書の提出が必要	1（8）
団体概要書（様式5）*	・団体の事業内容を具体的に記載 ・団体の運営に係る経営理念、方針等 ・類似する指定管理者等施設の管理実績	1（8）
役員名簿（様式任意）*	役職名、氏名、就任日等	1（8）
定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類*	最新のもの	1（8）
法人登記簿謄本（法人の場合）*	現在事項全部証明書（令和7年8月1日以降に発行されたもの）	1（8）
決算に関する書類（様式任意）*	直近過去3年間の決算書類	1（8）
納税証明書等*	令和7年8月1日以降に発行されたもので、法人等（法人格のない場合は、その代表者）が課税されている国税、都道府県税、市区町村税すべてについて未納のないことの証明書	1（8）
誓約書（様式8-1） （様式8-2）	募集要項に示す応募の制限に抵触していないことを宣誓するもの（共同企業体の場合は構成員全員の誓約が必要）	1（8）

施設の管理運営に関する事業計画書 (様式6)	次の事項について、具体的に記載してください。 1 管理運営方針 施設を管理するうえで、指定管理者として団体のノウハウをどう活かして業務を展開するか、また、施設の管理に向けた抱負などを記載してください。 2 管理運営体制 運営体制、従業者雇用及び配置に関する考え方、従業者数及び組織の構成、勤務体系（シフト表）、従業者の雇用条件等を記載してください。 3 施設の維持管理に関する計画 施設の適正な管理についての考え方、再委託する業務の計画及び履行の確認、年間維持管理計画等を記載してください。 4 各種法令遵守や個人情報保護の取扱いについての考え方と管理方法 具体的な取扱い及び管理方法を記載してください。 5 利用者ニーズに沿ったサービスの質の確保・向上に関する計画 市民が利用しやすい施設運営の考え方、利用者に対する質の高いサービス提供に向けた取り組み、利用者要望の把握と業務への反映方法、苦情対応等を記載してください。 6 施設の危機・安全（防犯・防災を含む）管理計画 施設を無人で管理する時間帯や災害の発生時など緊急を要する際の対応の考え方、取組体制等を記載してください。 7 社会教育事業に関する取組み方 「前橋市第四コミュニティセンターにおける社会教育事業に係る特記仕様書」のⅡ 1に記載の「自主的創造的な生涯学習活動及び健康で文化的な地域社会をつくることに資することに関する業務」の取組み方を記載してください。また、自らの特徴を活かした事業について提案する事項があれば記載してください。 8 会館の魅力を引き出す事業の提案 施設及び敷地を有効活用して、市民の方がここ来ると何か楽しいことが行われているといった雰囲気醸成できるような取組みを提案してください。	1 (8)
-----------------------------------	--	--------------

収支計画書 (様式7)	次の事項に留意し作成してください。積算に当たっては、 16 指定管理料の対象とする経費一覧表（3か年分） を参考にしてください。 1 管理運営経費の積算の根拠、妥当性が判断できると思われる資料（様式は問わない。）を添付してください。 2 光熱水費に係る経費は、年48,000千円とします。 3 施設修繕費は、年7,000千円とします。 4 印刷機等利用料収入は、水治療法室更衣ロッカー実費徴収金、公衆電話使用料、複合機及び印刷機実費徴収金の合計額を見込んでください。	1 (8)
----------------	--	-------

注）共同企業体申請の場合は、*印の書類について、全構成員のものを提出すること。

様式のサイズは、A4版といたします。ただし、官公庁の証明等で様式サイズが異なる場合は、この限りではありません。（様式が定められているものは、前橋市のホームページに掲載されている様式をダウンロードしてご使用ください。）

提出部数については、正本を1部、副本8部といたします。なお、副本につきましては、正本のコピーで可といたします。提出書類の綴じ方は、日本工業規格 A4S 型2穴で、クリップ止め又は綴り紐によることとします。（ホッチキス、ファイル類は使用しないでください。）

1.5 改修予定設備

総合福祉会館及び第四コミュニティセンターの施設の大規模改修で改修予定の設備は次のとおりです。なお、予定する機器等に変更が生じる場合は、指定管理者に通知するとともに、運営管理等について協議することとします。

- (1) 中央監視装置
- (2) 照明
- (3) 温水配管
- (4) パッケージ型空調機
- (5) 吸収式冷温水器
- (6) 冷却塔
- (7) 真空式温水発生器
- (8) 冷温水ポンプ・冷却水ポンプ・温水ポンプ

※(4)から(8)までの詳細は個別業務仕様書別紙4 前橋市総合福祉会館空調設備保守点検業務仕様書のとおり。

16 指定管理料の対象とする経費一覧表（3か年分）

単位：千円

主な収入科目	令和4年度 (非公募)	令和5年度 (公募)	令和6年度 (公募)
指定管理料	131,513	144,787	140,814
水治療法室更衣ロッカー実費徴収金	43	54	54
公衆電話使用料	3	7	5
複合機実費徴収金	83	111	110
印刷機実費徴収金	640	656	552
合計	132,282	145,615	141,535

単位：千円

主な支出科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	16,030	16,665	18,842
消耗品費	1,317	4,368	2,588
通信運搬費	295	304	272
業務委託費 (個別の業務委託費用は次頁参照)	59,714	58,846	58,821
リース料	1,446	1,436	1,424
その他	3,476	19,193	10,720
施設修繕費	3,255	6,311	3,664
光熱水費	46,749	37,090	43,768
【内訳】 電気料金	31,307	24,976	23,877
ガス料金	12,165	8,750 ^{※1}	16,467
水道料金	3,277	3,364	3,424
合計	132,282	144,212	140,099

※1 吸収式冷温水発生機（ガス空調）の故障（令和5年8月から11月まで）による使用量減少による影響

※令和4年度及び令和6年度は年度協定等により、精算を実施。

業務委託費内訳表

単位：千円

業務委託	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受付案内	7, 9 7 4	9, 7 6 8	9, 9 6 4
夜間受付	3, 8 4 1	3, 9 7 1	4, 0 8 0
日常清掃	1 1, 1 2 3	1 1, 1 2 3	1 1, 1 2 3
定期清掃・環境衛生管理	2, 7 5 0	2, 8 4 9	2, 8 4 9
機械警備	1 4 9	1 4 9	1 4 9
水治療法室監視、清掃、機械運転等	9, 1 6 3	1 0, 1 4 1	1 0, 4 5 0
自家用電気工作物保安管理	5 9 4	5 9 4	5 9 4
水治療法室濾過装置保守点検	2, 9 1 2	1, 7 1 6	1, 1 8 8
エレベーター保守点検	1, 8 5 3	1, 8 5 3	1, 8 5 3
自動ドア保守点検	2 9 7	2 9 7	2 9 7
雨水ろ過装置保守点検	9 0 0	1 5 4	5 5 0
消防設備保守点検	5 7 2	5 7 2	5 7 2
空調設備保守点検	1 1, 0 0 0	9, 2 4 0	9, 2 4 0
グリストラップ清掃・汚泥収集運搬 汚泥処分委託	1 0 6	1 0 6	1 0 7
電気設備保守点検	2, 8 3 8	3, 2 5 6	2, 8 2 7
多目的ホール電動イス保守点検	4 1 8	0	4 7 5
水治療法室可動床設備保守点検	7 7 0	8 8 0	8 8 0
樹木等管理	8 0 3	7 7 0	3 6 3
産業廃棄物処理委託	7 1	8 8	1 0 7
建築基準法第12条点検【※は簡素版】	※3 3 0	※1 7 6	2 8 6
電話交換機保守	4 6 5	4 6 5	4 9 0
防火設備点検	2 7 0	2 4 2	2 7 0
印刷機保守点検	1 0 5	1 0 7	1 0 7
その他	4 1 0	3 2 9	0
合計	5 9, 7 1 4	5 8, 8 4 6	5 8, 8 2 1

1 7 申請関係様式

様式 1	現地説明会参加申込書
様式 2	質問書
様式 3	指定管理者指定申請書
様式 4	共同企業体構成書兼委任状
様式 5	団体概要書
様式 6	施設の管理運営に関する事業計画書
様式 7	収支計画書
様式 8 - 1 様式 8 - 2	誓約書

(様式1)

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

前橋市総合福祉会館及び前橋市第四コミュニティセンターの指定管理者の募集について、応募を予定しているため、現地説明会の参加を希望します。

団体の名称		
代 表 者		
所 在 地		
上記所在地が前橋市以外の場合 前橋市内の事業所の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
説明会参加者 職 氏 名 (2名まで)		
応募担当者及び連絡先	担当者名	
	部署・役職	
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメール アドレス	
申請予定の形態		※該当に○、又は該当外に取り消し線を付してください。 1. 単独 2. 共同企業体 3. 未定

(様式2)

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

【質問者】

団 体 の 名 称		
連 絡 先	担当者職氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	E メールアドレス	

前橋市総合福祉会館及び前橋市第四コミュニティセンターの指定管理者の募集に関して、質問があるので、質問書を提出します。

件名	
資料名等	[資 料 名]： ・募集要項 ・仕様書 ・その他 [ページ・項目]：
内容	

※質問事項は、本表につき一問とし、簡潔に記載してください。

複数あるときは本表を複写して下に連ねてください。

(様式3)

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

申請者 所 在 地
団体の名称
代 表 者

前橋市総合福祉会館及び前橋市第四コミュニティセンターの管理運営に関し、指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

前橋市総合福祉会館及び前橋市第四コミュニティセンター
前橋市日吉町二丁目17番地10

2 添付書類

発行責任者及び担当者

・発行責任者： (電話番号)
・担 当 者： (電話番号)

(様式4)

共同企業体構成書兼委任状

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

(申請者：代表団体)

所 在 地

団体の名称

代 表 者

㊞

前橋市総合福祉会館及び前橋市第四コミュニティセンターの指定管理者の指定に係る申請については、共同企業体を構成して申請します。

当該指定管理者に指定されたときは、各構成員は、指定管理者としての業務の遂行及び債務の履行について、連帯して責任を負います。

共同企業体の名称	
代表以外の構成員 (委任者)	所在地 名 称 代表者 ㊞
	所在地 名 称 代表者 ㊞
委任事項	代表以外の構成員は、前橋市との間における次の事項に関する権限を代表者（申請者）に委任します。 1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 指定管理に関する協定の締結に関する件 3 経費の請求及び受領に関する件 4 上記のほか応募に関して構成団体が必要とする事項
添付書類	共同企業体協定書、代表者及び委任者の印鑑証明書

(様式5)

団 体 概 要 書

名 称			
代 表 者			
所 在 地	〒		
上記所在地が前橋市以外の場合 前橋市内の事業所の名称及び所在地	名 称		
	所在地		
設立年月日			
資 本 金	年 月 日現在	千円	
従 業 者 数	年 月 日現在	人	
事業内容			
団体の運営に係る経営理念・方針等			
対象施設に類似する施設の管理又は管理運営業務に類似する業務受託の実績			

※各項の記載欄は、記載量に応じて増減してください。

(様式6)

施設の管理運営に関する事業計画書

- ※ 本様式の各項の記載欄は、記載量に応じて増減してください。特に、枚数の制限は設けませんが、あまり多くの枚数とならないよう、要領よくまとめてください
- ※ 別添による表や資料の活用もできるものと思いますが、膨大な資料添付は厳禁とします。表や資料は、日本工業規格A4S型、横書きで作成し、本様式7の最後にまとめて添付してください。

1 管理運営方針

--

2 管理運営体制

(1) 運営体制、従事者雇用及び配置に関する考え方

--

(2) 従事者数及び組織の構成

施設の管理運営に従事する者の人数				
従事者の総数 人（正規雇用 人・臨時雇用 人）				
管理運営業務における職名	団体における職名	雇用形態	人数	備考（資格、実務経験等）

組織体制図

The first step in the process of identifying the best person for the job is to determine what the job entails. This involves a thorough analysis of the job's duties, responsibilities, and requirements. Once the job has been analyzed, the next step is to identify the skills and qualifications needed to perform the job effectively. This can be done by reviewing the job description and comparing it to the skills and qualifications of potential candidates. The final step in the process is to select the best candidate based on their skills, qualifications, and experience.

※有人対応時間内等の勤務体系及び通常時に配置する人員全てについて記載してください。

管理運営業務における職名	常勤・非常勤の別	給与・賃金の基準額	勤務時間及び勤務日数	付与する有給休暇	社会保険加入有無

3 施設の維持管理に関する計画

4 各種法令遵守や個人情報保護の取扱いについての考え方と管理方法

5 利用者ニーズに沿ったサービスの質の確保・向上に関する計画

6 施設の危機・安全（防犯・防災を含む）管理計画

7 社会教育事業に関する取組み方

8 会館の魅力を引き出す事業の提案

(様式7)

収支計画書

期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日

法人・団体名	
代表者名	

1 管理運営経費（経費の内訳は、添付資料としてください。）

単位：千円

区分	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度
人件費					
管理費					
事業費					
その他					
小計					
光熱水費	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
施設修繕費	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
合計					

2 収入

単位：千円

区分	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度
指定管理料					
印刷機等利用料収入					
事業収入					
合計					

※1 施設の利用者から徴収する総合福祉会館使用料、コミュニティセンター使用料及び陶芸窯貸付収入は前橋市の歳入となります。

※2 印刷機等利用料収入は、水治療法室更衣ロッカー実費徴収金、公衆電話使用料、複合機及び印刷機実費徴収金の合計額を見込んでください。

※3 事業収入は、会館の魅力を引き出す事業を実施した場合の収入合計額を見込んでください。

※4 収入と支出が、同額となるように作成してください。

※5 上表に記入する指定管理料は、消費税及び地方消費税込みの金額を記入してください。

※6 仕様書第9の4(2)に従い積算の上、記入してください。

3 経費節減に向けて工夫する点、管理運営を効率化する点等

--

(様式8-1)

誓約書（単独応募者用）

令和 年 月 日

(あて先) 前橋市長

指定管理者指定申請書を提出するにあたり、当団体が「前橋市総合福祉会館及び前橋市第四コミュニティセンター指定管理者募集要項」の応募資格に示す次の事項に該当していないことを誓約します。

- 1 本市又は他の地方公共団体において、一般競争入札又は指名競争入札への参加を制限されている
- 2 国、都道府県、市区町村に納めるべき税を滞納している
- 3 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していない
- 4 指定管理者を選定する委員が、当団体の役員をしている
- 5 地方自治法第92条の2（議員の兼職禁止）、第142条（長の兼職禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に明記された兼業を禁止されている者が当共同企業体の役員等をしている
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に掲げる暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者が当団体の役員等をしている

応募団体	団体名	(フリガナ)		
	所在地	〒 ー		
	代表者名	(フリガナ)		
担当責任者	団体名・部署			
	役職・氏名			
	E-mail			
	Tell		FAX	

(様式8-2)

誓約書（共同企業体用）

令和 年 月 日

(あて先) 前橋市長

以下の団体が共同で指定管理者指定申請書を提出するにあたり、当共同企業体が「前橋市総合福祉会館及び前橋市第四コミュニティセンター指定管理者募集要項」の応募資格に示す次の事項に該当していないことを誓約します。

- 1 本市又は他の地方公共団体において、一般競争入札又は指名競争入札への参加を制限されている
- 2 国、都道府県、市区町村に納めるべき税を滞納している
- 3 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していない
- 4 指定管理者を選定する委員が、当共同企業体の役員をしている
- 5 地方自治法第92条の2（議員の兼職禁止）、第142条（長の兼職禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に明記された兼業を禁止されている者が当共同企業体の役員等をしている
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に掲げる暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者が当共同企業体の役員等をしている

代表団体	団体名	(フリガナ)		
	所在地	〒 ー		
	代表者名	(フリガナ)		
担当責任者	団体名・部署			
	役職・氏名			
	E-mail			
	Tell		FAX	

構成団体	団体名	(フリガナ)		
	所在地	〒 ー		

	代表者名	(フリガナ)
構成団体	団体名	(フリガナ)
	所在地	〒 ー
	代表者名	(フリガナ)

欄が不足する場合は追加してください。